

一 般 競 争 入 札 公 告

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院（以下「当院」という。）のフロアーマットレンタル業務の選定について、次のとおり一般競争入札を公告します。

平成29年1月6日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

山梨病院 院長 小澤 俊総

1. 契約担当者等

担当部署

〒400-0025 山梨県甲府市朝日3丁目11-16

当院総務企画課経理担当 川崎

電話 055-252-8831

2. 入札に関する事項

- (1) 役務の名称 フロアーマットレンタル業務 一式
- (2) 役務の特質等 各仕様書による
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（1年間）
- (4) 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院地内
山梨県甲府市朝日3丁目11-16他
- (5) 入札方法 入札金額については1年間の総額とし、本業務に要する一切の費用を織り込んだ上、消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 決定方法 落札者の決定については、最低の金額をもって入札（有効な入札に限る。）した者を第一交渉権者とする。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

3. 入札参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条及び第6条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
（別紙参照）
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB、C、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（認定書の写しを提出）

- (3) 当院（168 床、延床面積 12,922 m²）と同等以上の規模を有する関東・甲信越地域の総合病院レンタル業務元請を過去 10 年以内に 3 年以上行った実績を有する者であること。
- (4) 関東・甲信越地域又はその近傍に支店・営業所等、活動の拠点を有し、1 年以上の業務実績がある者であること。
※緊急時に出向き対応することができる社員及び会社施設を有する者。
- (5) 主たる業務を再委託しない者であること。
- (6) 業務の履行に関して不履行、契約違反等を理由にレンタル業務に係る契約の解除または損害賠償の請求を受けたことがある者で、その事実があった後、3 年を経過しない者は入札に参加することができない。
- (7) 業務の履行にあたり、故意・過失により、当院及びその従業員もしくは第三者に損害を与えた場合、その賠償をできること。また補償ができる保険に加入していること。
- (8) 著しい経営状況の悪化及び信用度の低下がないと認められる者であること。
- (9) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (10) レンタル業務実務を 2 年以上経験した者で、該当関連業務に相当の知識及び経験を有する者を現場責任者として配置できる者であること。
- (11) 仕様書による勤務に十分な人員を配置できる者であること。
- (12) 国際標準化機構（ISO）で定める国際規格のうち、「品質マネジメントシステム規格」ISO 9001 及び「環境マネジメントシステム」ISO 14001 の認証を取得した者は認証の写しを提出すること。
- (13) 財団法人日本情報処理開発協会に発行するプライバシーマーク許諾証を取得している場合は許諾証の写しを提出すること。
- (14) 次に該当しない者であること。
 - ① 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）に規定するところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者。
 - ② 「破壊防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員。
 - ③ 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第 2 条の各号に該当する者。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。
 - ⑤ 旧運営委託法人（社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会）と関連のある法人。
- (15) 契約期間内に建物の状況等、仕様書の変更があった場合、別途協議とする。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先

〒400-0025 山梨県甲府市朝日3丁目11-16

当院経理担当契約係 電話：055-252-8831

- (2) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

平成29年1月6日（金）から平成29年1月24日（火）までの土曜日、日曜日及び休祭日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで上記（1）の交付場所にて「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当係へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

- (3) 入札日時

平成29年2月13日（月）午後2時45分より

- (4) 入札場所

当院 2階会議室1・2 ※ 郵送入札可。

- (5) 決定方法

最低価格落札方式。但し契約審査委員会において入札金額と添付資料等内容を精査し、最も低価格入札業者を交渉権者として決定する。また、交渉権者の氏名及び住所を決定後速やかに一般競争参加者へ通知する。尚、第一交渉権者との交渉が決裂した場合、第二交渉権者と交渉を行うこととする。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、採用しうると判断した証明書等（入札前提出書類）を添付（提出）した入札書のみを落札対象とする。

- (4) 入札の無効本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否 要

- (7) 契約締結期限 平成29年2月28日（火）

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

山梨病院 院長 小澤 俊総 殿

住所（所在地）

氏名（法人名）

印

（代表者名）

電話番号：（ ） —

E-mail：

_____（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院環境衛生整備関連業務に係る入札の検討（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受け一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- （1） 顧問弁護士、会計監査人
- （2） 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- （3） 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- （4） 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

（善管注意義務）

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（利害関係人との接触の禁止）

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

（機密情報の返還）

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

（損害賠償）

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上